

《入院時食事療養費》

(入院時の食事代)

入院時の食事代は、次の標準負担額（医療費の一部負担金とは別）を自己負担してください。

入院時食事療養費は高額療養費等の対象になりませんので、入院費用が高額になっても標準負担額全額が自己負担となります。

食事療養標準負担額（1食につき）

区 分	令和6年6月～
(1) 一般の方（下記区分以外）	490円
(2) 住民税非課税世帯の方	230円
(3) 70歳以上で低所得 I の方 (被保険者全員が住民税非課税かつ課税所得金額が0円の場合)	110円

※標準負担額の軽減措置を受ける場合

「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」、「標準負担額減額認定証」を

医療機関の窓口へ提示する必要があります。